

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

お〜とめいと®

※「お〜とめいと」は日立保険サービスがご案内する団体扱自動車保険のペットネームです。
「お〜と」は自動車「AUTO」、「めいと」は仲間「MATE」。「皆様にとって一番身近であんしんな自動車保険」という気持ちを込めております。

団体扱割引制度により
25%OFF!



ほっ..と

あんしん 日立保険サービス

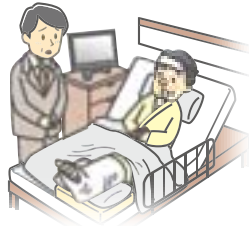
基本補償の全体像

「THE クルマの保険」は、相手への補償はもちろん、お客さまご自身の補償も充実しています。

対人賠償

詳しくはP 4

自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



相手への賠償

対物賠償

詳しくはP 4

自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



さらにあんをプラス

・対物全損時修理差額費用特約

人の損害

お車・物の損害

人身傷害

詳しくはP 5

ご契約の自動車に搭乗中の事故による治療費・休業損害・精神的損害などの損害をお客さまの過失分も含めて補償



ご自身の補償

車両保険

詳しくはP 6

自動車が事故により損傷した場合にかかる修理費を補償



さらにあんをプラス

・車両新価特約
・車両全損修理時特約
・地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

ロードアシスタンス

詳しくはP 6、裏表紙

自動車の走行不能時のレッカーけん引や応急処置に対応

さらにあんをプラス

・ロードアシスタンス代車費用特約
・事故・故障時代車費用特約

自動セット

他車運転特約

詳しくはP 10

友人から借りた自動車で事故にあった！友人の保険は使いたくない…

安心更新サポート特約

詳しくはP 2

万が一の契約手続きもれが心配…

オプション

ファミリーバイク特約

詳しくはP 4

原動機付自転車に乗っているときも補償してほしい！

弁護士費用特約

詳しくはP 4

被害事故の解決のため、弁護士に依頼したいけど、その費用が心配…

車両積載動産特約

詳しくはP 10

事故によって、自動車に積んでいた荷物が破損してしまった！

ご契約後にご注意いただきたいこと（通知事項など）

ご契約後に、次の事例のようにご契約内容が変更になる場合や、ご契約条件の変更を希望される場合は、日立保険サービスまでご連絡ください。変更の内容によっては、保険料を追加でお支払いいただく、または返還させていただくことがあります。



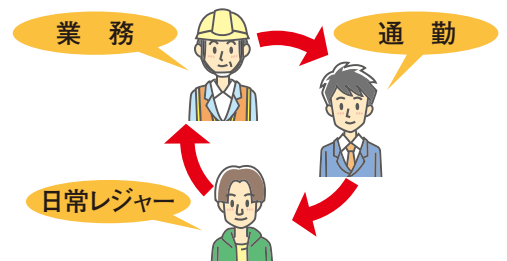
運転者年齢条件の変更※1

ご注意 運転者を限定したご契約の場合は、限定する運転者の範囲についてもあわせてご確認ください。



記名被保険者の変更※1

ご注意 運転者の限定または年齢条件の設定をしているご契約の場合は、補償される運転者の範囲を変更する必要があるかご確認ください。また、補償によっては、被保険者の範囲が変わる場合もありますので、あわせてご確認ください。



使用目的の変更※2

上記をはじめ

- 自動車の変更※1
- 車両保険金額の変更※1
- 用途車種、登録番号の変更※2
- 解約
- 前契約の事故件数の変更※2
- ご住所の変更
- 前契約の解除
- など

※1 あらかじめ日立保険サービスまたは引受保険会社までご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできないなどお客さまに不利益が生じることがあります。

※2 ご契約者または被保険者には、これら通知事項に変更が生じた場合に遅滞なく日立保険サービスまたは引受保険会社までご連絡いただく義務があります。通知事項の変更について遅滞なく日立保険サービスまたは引受保険会社までご連絡いただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。また、ご契約が解除された場合は、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

団体扱自動車保険の概要

1. 対象となるお客さま

日立製作所およびグループ会社で日立製作所が認める企業が対象となります。

	対象となる方	ご注意 対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方ご本人のみが対象となります。 (ご家族などは対象外)	上記企業の従業員さま および退職者さま	・上記企業に勤務していない方 (ご家族、取引業者など) ・上記企業に引き続き雇用される期間が1年未満の方 (アルバイト・臨時員の方など) など
記名被保険者 車両所有者 ご家族などの場合は、ご契約者との続柄にご注意ください。	次のいずれかに該当する方 ・ご契約者ご本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居のご親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	・別居の結婚しているお子さま ・別居の扶養していないご父母 ・別居の就職しているお子さま など

ご注意 対象とならないケースに変更となった場合は日立保険サービスまでご連絡ください。

2. 団体扱割引率

**25%
OFF!**

団体扱割引率は、事故の実績(保険会社の収入保険料に対するお支払いした保険金の割合)およびご契約加入台数の実績により算出され、4月1日～翌年3月31日までの始期の契約に適用されます。なお、事故の実績が高くなった場合は、割引率がダウンすることがあります。

3. 退職後のお取扱い

退職後も口座振替方式に切り替えることによって継続して団体扱で保険にご加入いただけます。25%の団体扱割引も適用となります。

※退職者の加入要件は次の2つの要件を満たす方です。

- ①在職中に1年以上の団体扱自動車保険にご契約いただいております。退職後も継続加入をご希望される方。
- ②退職後の契約においても本人が保険契約者であり、かつ保険料引落口座の名義人である方。

※保険料のお支払いは、現金・クレジットカード払でのお取り扱いはできません。

4. 他社の等級別割引継承について

日立保険サービスが取扱う団体扱自動車保険に切り替えた場合は、他の保険会社やJA共済・全労済等で適用されていた等級別の割増引がそのまま継承されます。

もしもの時もあんしん体制



**日立保険サービス
事故受付センター**

おかけ間違いにご注意ください。

0120-403-117

- ★24時間365日全国どこからでもつながります。
- ★事故対応に際しては、プライバシーを守ります。
- ★万一の時は、専門家にお任せを!!
- ★事故に遭われた場合、優良修理工場をご紹介しますので、ご相談ください。

親切 丁寧 迅速

な対応をいたします。

安心更新サポート特約

ご契約の満期時には更改後の契約プランをお客さまにご案内いたしますので、内容をご確認のうえ満期日の1か月前までに更改手続きをお願いします。

(注) THE クルマの保険では、ご契約の更新時に万が一お客さまと連絡が取れないような場合に備え、明細書付契約など一部の契約を除き、安心更新サポートが必ず付帯されています。これによりお客さまのご意思に反して保険が途切れないように、引受保険会社またはお客さまのいずれかからの申し出がないかぎり、更新前契約と同等条件^(※)にて契約を更新させていただきます。

(※) 車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車と同等の自動車の市場販売価格相当額に見直したうえでの更新となります。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更させていただく場合があります。

「THE クルマの保険」の対象自動車

自家用8車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(●最大積載量0.5トン以下 ●最大積載量0.5トン超 2トン以下)、特種用途自動車(キャンピング車))

日立保険サービスは引受保険会社との委託契約にもとづき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、日立保険サービスとご締結いただいております有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

契約条件のご説明

運転する方と自動車の使用目的に合わせて保険料が決まります。

ご契約時にご注意いただきたいこと(告知事項)

告知事項について、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできなかつたりすることがありますのでご注意ください。

ご契約の自動車	●車名 ●型式 ●初度登録年月(または初度検査年月) ●登録番号 ●所有者 ●使用目的	など
記名被保険者	●氏名 ●個人・法人の区分 ●生年月日 ●運転免許証の色	
その他	●前契約の事故の有無・件数、等級、事故有係数適用期間 ●他の保険契約の有無	など

自動車の使用目的は?



業務使用



通勤・通学使用(注)



日常・レジャー使用

(注)通勤が通学のための最寄り駅などへの送迎を含みません。
 ※年間(使用日時点を以て1年間)を通じて月15日以上の使用頻度をいいます。なお、短期契約の場合は、ご契約期間の日数の過半数を使用する場合をいいます。

運転免許証の色は?

ゴールド免許割引

ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有している運転免許証の色がゴールドである場合は、「ゴールド免許割引」として保険料を割り引きます。

また、運転免許証の更新手続きが可能な期間中にご契約期間の初日がある場合で、次の①②のいずれかの条件を満たしているときは、運転免許証の色がブルーであっても「ゴールド免許割引」を適用します。

- ①運転免許証を更新すればゴールド免許を保有できるが、ご契約期間の初日時点で更新していない場合
- ②運転免許証を更新しなければゴールド免許を保有していたが、ご契約期間の初日時点で更新していた場合

年齢条件	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償
割引率	7%			12%

ご注意 ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。

運転免許証の色(帯の色)



運転者の限定・運転者の年齢条件

自動車を運転される方は?

次の①～⑤のうちご契約の自動車を【運転される方】をすべてチェック(✓)し、次に【運転される方の範囲の設定】のいずれか1つにチェック(✓)してご確認ください。

運転される方	運転される方の範囲の設定	運転される方の年齢条件の設定	運転者年齢条件
<p>① ご本人(記名被保険者)</p> <p>② ①の配偶者</p> <p>③ ①または②の同居のご親族</p> <p>④ ①または②の別居の未婚のお子さま^{※2}</p>	<p>①・②のみの場合</p> <p>運転者限定特約(本人・配偶者限定)を付帯できます。</p> <p>①～④(ご家族^{※1})のみの場合</p> <p>運転者限定特約(家族限定)を付帯できます。</p>	<p>①・②の中で、運転される最も若い方の年齢に合わせて、設定してください。</p> <p>①・②・③の中で、運転される最も若い方の年齢に合わせて、設定してください。</p> <p>④の方は年齢を問わず補償されます。</p>	<p>全年齢補償</p> <p>21歳以上補償</p> <p>26歳以上補償^{※3}</p> <p>35歳以上補償^{※3}</p>
<p>⑤ ①～④(ご家族^{※1})以外の方</p>	<p>ご家族^{※1}の他に⑤の方も運転される場合</p> <p>運転者を限定する特約は付帯できません。</p>	<p>①・②・③およびこれらのいずれかの方の業務に従事する使用人の中で、運転される最も若い方の年齢に合わせて、設定してください。</p> <p>④・⑤の方は年齢を問わず補償されます。</p>	

※1「ご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。
 ※2「別居の未婚のお子さま」とは、ご本人(記名被保険者)とその配偶者どちらも別居されている、これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。
 ※3 運転者年齢条件を26歳以上補償または35歳以上補償で設定された場合は、ご契約期間の初日時点での記名被保険者の年齢に応じて保険料を計算します。(詳しくはP.7)

■運転者限定特約

運転される方を限定することで、保険料を割り引きます。

限定する範囲	割引率
本人・配偶者限定	約7%
家族限定	約3%

ご注意 1. 限定された運転者以外の方が運転中の事故に対しては、保険金をお支払いできません。
 2. ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。

■運転者年齢条件特約

ご本人(記名被保険者)、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族の中で、ご契約の自動車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定してください。

ご注意 1. 上記で設定された年齢条件よりも若い方が運転中の事故に対しては、保険金をお支払いできません。
 2. 「ご本人(記名被保険者)、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族」以外の方が運転されている間の事故については、年齢条件に関係なく補償されます。

相手への賠償

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

対人・対物賠償責任保険は、あんしんな「無制限」補償をおすすめします。
示談交渉サービスが付帯されていますので、あんしんしてお任せいただけます。

ご契約の自動車の所有・使用または管理に起因して、他人の生命または身体を害すること(対人賠償事故)、他人の財物を滅失・破損すること(対物賠償事故)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

実際にこのような事故が発生しています。

車線変更中の乗用車が、歩道寄りのバイクに接触し、バイク運転者(29歳男性・会社員)に後遺障害を負わせた。

認定損害額
3億8,281万円



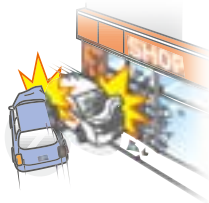
(出典:日本の損害保険 ファクトブック2013)

実際にこのような事故が発生しています。

高額損害事例

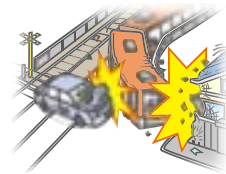
対向車と衝突後、
店舗に飛び込む。

認定損害額
1億3,580万円



電車と接触して脱線させ、
家屋を損壊させる。

認定損害額
1億2,037万円



(出典:日本の損害保険 ファクトブック2013)

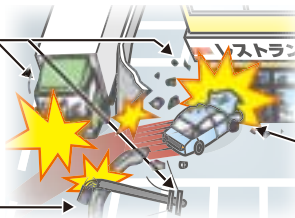
ご存知ですか? 事故の「直接損害」と「間接損害」

乗用車が直線道路を走行中、前方から来たトラックと衝突。
その後、付近の電柱、駐車場の壁、飲食店に衝突。
どのような損害が生じるのでしょうか?

電柱・店舗・トラックの
修理費
(直接損害)

駐車場の壁の
修理費
(直接損害)

店舗の休業損害
(間接損害)



その他にも、事故の相手の方が代車を手配する際に生じた費用(間接損害)などさまざまな費用が発生します。

だから無制限をおすすめします。

さらに特約で「あんしん」をプラスできます。

オプション ご希望により付帯できます。

対物全損時修理差額費用特約 オプション

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費*が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した「差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額」について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

*「修理費」とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

弁護士費用特約 オプション

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。

● 弁護士費用保険金

1事故1被保険者につき 300万円限度

● 法律相談費用保険金

1事故1被保険者につき 10万円限度

信号待ちで停車中に追突された場合など、お客さまに過失がないケースでは、保険会社は直接交渉できませんので、弁護士費用特約をおすすめします。

⚠ 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、弁護士費用特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。この特約を複数のご契約に付帯された場合は、お支払い限度額が合算されて補償されます。1つのご契約における弁護士費用保険金・法律相談費用保険金のお支払い限度額は、1回の被害事故につきそれぞれ300万円・10万円が限度となります。

ファミリーバイク特約 オプション

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車を使用中などに生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。

● 対象となるバイク

125cc以下の二輪自動車および50cc以下の三輪以上の自動車(借りたバイクも含みます。) など

● 補償内容

◆ファミリーバイク特約(人身傷害型)では対人・対物賠償事故、人身傷害事故が補償されます。

◆ファミリーバイク特約(自損傷害型)では対人・対物賠償事故、自損傷害事故が補償されます。

⚠ 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、ファミリーバイク特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合は、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますので、ご注意ください。

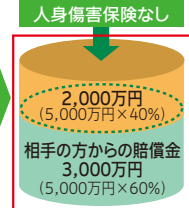
ご自身のけが 人身傷害補償保険

- お客さまご自身の過失分による損害を含めて補償します!
- 相手方とのわずらわしい交渉は不要。保険金の先払いも可能です!
- ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故※1により亡くなられたり、ケガをされたりした場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金※2をお支払いします。

被保険者の自己負担額(2,000万円)



<過失割合>
被保険者: 40%
相手の方: 60%



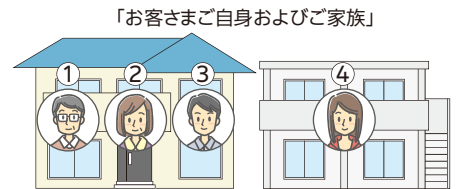
人身傷害補償保険で
まとめてカバー!
(保険金額限度)

※1 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。
※2 ご契約時に10万円または20万円をお選びいただけます。

補償範囲

ご契約タイプ	ご契約の自動車に搭乗されている方		お客さまご自身およびご家族※1の方	
	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の自動車※2に搭乗中の事故	歩行中の自動車事故※3 および自転車などを 運転中の自動車事故※4	
基本補償(搭乗中のみ)	○	×※5	○	×※6
人身傷害車外事故特約付帯	○	○	○	○

- ※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。
① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さま
- ※2 「他の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。
- ※3 「歩行中の自動車事故」に、自動車以外の交通乗用具(自転車・電車・航空機など)との接触事故は含まれません。
- ※4 「自転車などを運転中の自動車事故」に、自動車以外の交通事故および単独事故は含まれません。
- ※5 他車運転特約により補償の対象となる場合があります。
ただし、「他の自動車」が自家用8車種で、運転中の場合に限ります。(詳しくはP10)
- ※6 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など一部補償されます。



オプション ご希望により付帯できます。

人身傷害車外事故特約 オプション

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。

⚠ 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、人身傷害車外事故特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合は、車外での自動車事故に対する補償が重複することがありますので、ご注意ください。保険金額が「無制限」以外の場合は、複数のご契約に「人身傷害車外事故特約」を付帯すると車外の人身傷害事故については、お支払い限度額が合算されて補償されます。

お支払いする保険金

損害保険金

	治療費などの実費	逸失利益	精神的損害	将来の介護料
入院・通院された場合	治療費などの実費	休業損害 働けない間の収入	精神的損害	など
後遺障害を被られた場合	治療費などの実費	逸失利益 労働能力を喪失した ことにより失った将来の収入	精神的損害	将来の介護料 など
お亡くなりになった場合	治療費などの実費	逸失利益 お亡くなりになった ことにより失った将来の収入	精神的損害	葬儀費用 など

入通院定額給付金

入通院日数が
5日以上となった場合、
あらかじめ
お選びいただいた金額
(10万円または20万円)
をお支払いします。

保険金額の目安

「人身傷害保険」は、お客さまご自身だけでなくご家族のための補償でもあります。下表を参考に補償される保険金額をお決めください。

年齢別の平均的な損害額目安

(注) 下表は40歳有職者の平均的な損害額です。実際の損害額は収入やご家族の構成などにより異なります。

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
40	有	8,000万円	1億3,000万円
	無	6,000万円	1億3,000万円

さらに特約で **あんしん** をプラスできます。

人身傷害入院時諸費用特約 オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、被保険者またはご家族が負担した次の入院時諸費用をお支払いする特約です。

- 入院時諸費用の種類 …… ● ホームヘルパー費用 ● 介護代行費用 ● 保育施設預け入れ等費用 ● ペット預け入れ等費用

人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約 オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。

お車の補償

車両保険

事故などによるご契約の自動車への損害は想像以上に高額となります。
盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

補償範囲

事故例	他の自動車との衝突	盗難	火災・台風など				単独事故			あて逃げ
			火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆	
ご契約タイプ										
一般条件	○	○※3	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車・限定危険※1	○※2	○※3	○	○	○	○	×	×	×	×

- ※1 「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。
- ※2 「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り補償します。
- ※3 「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。

ご注意 車両保険では地震・噴火・津波による損害は補償されません。「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」を付帯することにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。

自己負担額

車両保険の自己負担額を下表の中からお選びいただけます。

定額方式	増額方式
(車両事故回数にかかわらず)	(車両事故1回目) (車両事故2回目以降)
0万円	0万円 - 10万円
5万円	5万円 - 10万円
10万円	

ご注意 ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに車両事故の回数を数えます。

無過失車対車事故の特則

相手自動車との衝突・接触事故による車両保険金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、引受保険会社と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故において、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと引受保険会社が判断した場合
- 事故発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
(注1) 「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限りです。
(注2) 次の特約の保険金をお支払いする場合は、この特約の対象外です。
・車両新価特約 ・車両全損修理時特約 ・全損時諸費用再取得時倍額特約 ・車両積載資産特約

さらに特約で **あんしん** をプラスできます。

オプション ご希望により付帯できます。

事故・故障時代車費用特約 **オプション**

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合※1、または事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合※2に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。

- ※1 ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる場合に限りです。
- ※2 車両保険のお支払いの対象となる場合に限りです。

車両新価特約 **オプション**

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上※となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。
また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

※内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。

この差額部分を車両新価特約がカバーします!

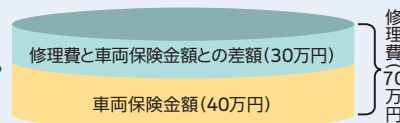


車両全損修理時特約 **オプション**

車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費が車両保険金額を超過した場合は、超過した修理費について50万円を限度にお支払いする特約です。

- (注1) 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理された場合に限りです。
- (注2) ご契約期間の初日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25か月を超える場合に付帯することができます。

この差額部分をお支払いします。



地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 **オプション**

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

- (注1) この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は引受保険会社に移転しません。
- (注2) 車両保険の種類が「一般条件」のご契約に付帯することができます。

お客様の自動車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

新車割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から25か月以内の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。ただし、一部の特約の保険料には割引が適用されません。

用途車種	対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	人身傷害保険	車両保険
自家用乗用車(普通・小型)	10%割引			6%割引
自家用軽四輪乗用車	3%割引	2%割引	17%割引	1%割引



エコカー割引 3%割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の電気自動車※1、ハイブリッド自動車※2または圧縮天然ガス自動車(CNG車)※3で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割り引きます。ただし、一部の特約の保険料には割引が適用されません。

- ※1 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有するもの以外の自動車(自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「電気」と記載されている自動車)をいいます。
- ※2 内燃機関を有する自動車で、あわせて電気または蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ自動車検査証などにハイブリッド自動車であることが記載されている自動車(電気自動車)をいいます。
- ※3 内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であり、かつ自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「CNG」と記載されている自動車(液化石油ガス自動車)をいいます。

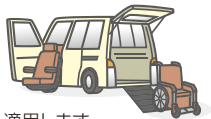
ご注意 1. 登録番号標のない構内専用車などについては、この割引は適用できません。
2. 福祉車両割引と重ねて適用することはできません。エコカー割引と福祉車両割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。

福祉車両割引 3%割引

ご契約の自動車が「車いす移動車」などの消費税が非課税となる「福祉車両※」である場合は、「福祉車両割引」として保険料を割り引きます。ただし、一部の特約の保険料には割引が適用されません。

※消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用物品及びその修理(平成3年6月7日厚生省告示第130号)」に規定された消費税が非課税となる自動車のことをいいます。

ご注意 エコカー割引と重ねて適用することはできません。福祉車両割引とエコカー割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。

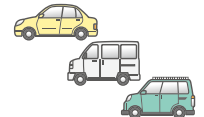


ノンフリート多数割引 1%・3%・5%割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。

- ご契約者 ●ご契約者の配偶者 ●ご契約者またはその配偶者の同居のご親族

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	1%
3台以上5台以下	3%
6台以上	5%



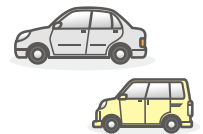
複数所有新規割引(セカンドカー割引)

7(S)等級からのスタート

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約※されている方が、2台目以降の自動車(自家用8車種)を新たにご契約になる場合で一定の条件を満たすときは、7(S)等級を適用します。

※引受保険会社で契約されたご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なることがあります。

等級	年齢条件			
	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償
7(S)割増引率	11%割増	11%割引	40%割引	



ご契約の中断制度

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご契約者からのご請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用することができます。

ご注意 1. 原則として、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)の翌日から起算して13か月以内に日立保険サービスまたは引受保険会社にご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができませんのでご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。
2. 中断前のご契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合で、中断前のご契約に等級すえおき事故とノーカウント事故以外の事故があるときは、中断後の新たなご契約に対して「事故有」の割増引率を適用します。

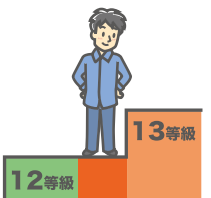


ノンフリート保険期間通算特則

現在のご契約※をご契約期間の途中で解約し、解約日から解約したご契約のご契約期間の初日の応当日までの短期契約を締結する場合、解約前後のご契約のご契約期間を1年とみなして、次契約(引受保険会社でご契約の場合に限り)の等級および事故有係数適用期間を決定します。

※この特則を適用しているご契約は除きます。

ご注意 1. 現在のご契約のご契約期間が1年未満または1年超である場合は、日立保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。
2. 現在のご契約において事故が発生していない場合に限りです。
3. 原則として、現在のご契約の解約日と新たに締結する短期契約のご契約期間の初日が同日付でない場合は、この特則は適用できません。
4. 現在のご契約を解約し、新たにご契約いただく場合は、補償内容や保険料が変更となる場合があります。
5. 現在のご契約を引受保険会社でご契約の場合、現在のご契約と新たに締結する短期契約の普通保険約款が異なる場合に限りです。



記名被保険者年齢別料率

運転者の年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の条件でご契約された場合は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。1年契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用し、1年超の長期契約の場合は、「各保険年度ごとの初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分					
全年齢補償	-					
21歳以上補償	-					
26歳以上補償	29歳以下	30歳~39歳	40歳~49歳	50歳~59歳	60歳~69歳	70歳以上
35歳以上補償	29歳以下	30歳~39歳	40歳~49歳	50歳~59歳	60歳~69歳	70歳以上

同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

ご注意 記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償の対象となる運転者の範囲を制限するものではありません。

保険料を決定する要素として、次の制度などがあります。

等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約者)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増される等級別料率制度を採用しています。

- ご注意**
1. 継続前のご契約以前の適用等級・保険事故の有無および事故発生時の損害に関する事項などについては、保険会社などの間で確認させていただきます。なお、保険事故には、未払事故および未請求事故も含まれます。
 2. 等級別料率制度や割増率は将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間

事故があった場合に「事故有」の割増率を適用する期間(ご契約期間の初日における残りの適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。
 なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書(または契約更新確認書)、保険証券(または保険契約継続証)などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

(1) 新たに契約される場合の等級・事故有係数適用期間と割増率

6(S)等級となり、運転者年齢条件に応じた割増率【表1】をご参照ください。11等級以上のご契約に既に加わっている方が、2台目以降の自動車をご契約される場合は、P7の複数所有新規割引をご参照ください。また、それぞれの事故有係数適用期間は0年となります。

【表1】新たにご契約される場合の割増率

等級	割増率	年齢条件		
		全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
6(S)	割増率	28%割増	3%割増	9%割引

ご注意

一部の補償には、左記の割増率は適用されません。

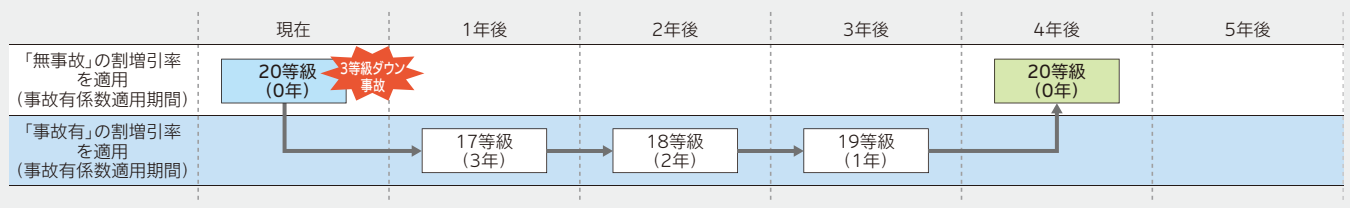
(2) 継続して契約される場合(他社からの切替契約を含みます。)の等級・事故有係数適用期間と割増率

①ご契約期間が1年のご契約を継続して契約される場合

- 等級については、継続前のご契約の等級に対して、1年間無事故の場合は「1」を加え、3等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「1」を引きます。等級別の割増率は、P6の【表2】、【表3】をご参照ください。
- 事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。
 - ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
 - ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

ご注意 継続前のご契約に事故有係数適用期間の適用がない場合であっても、継続契約のご契約期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していた「継続前のご契約より前のご契約」以前に事故有係数適用期間の適用があったときは、そのご契約以降のご契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとして積算したうえで、継続契約の事故有係数適用期間を決定します。

等級と事故有係数適用期間の例(20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間)



②ご契約期間が1年未満の短期契約(お客さまからのお申し出により解約され、ご契約期間が1年未満となった場合を含みます。)を継続して契約される場合

継続契約は継続前のご契約に適用されている等級および事故有係数適用期間と同一になります。ただし、継続前のご契約に事故がある場合は、その事故件数に応じた等級および事故有係数適用期間が適用されます。等級別の割増率は、次の【表2】、【表3】をご参照ください。

【表2】ご契約期間の初日が平成25年10月1日～平成26年9月30日のご契約の割増率
 事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。

等級	割増																			
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
「無事故」の割増率(%)	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
「事故有」の割増率(%)							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

- ご注意**
1. 一部の補償には、上記の割増率は適用されません。
 2. 継続前のご契約が引受保険会社からの意思表示によって解除された場合は、7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

【表3】ご契約期間の初日が平成26年10月1日～平成27年9月30日のご契約の割増率
 事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。

等級	割増																			
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
「無事故」の割増率(%)	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
「事故有」の割増率(%)							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

- ご注意**
1. 一部の補償には、上記の割増率は適用されません。
 2. 継続前のご契約が引受保険会社からの意思表示によって解除された場合は、7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

(3) 事故件数の数え方

継続前のご契約で事故があった場合は、事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間を決定します。詳しくは、日立保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 等級・事故有係数適用期間についてご注意いただきたいこと

①7等級～20等級の継承ができなくなる場合などについて

次のいずれかに該当する場合などは、原則として7等級～20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。

- ・記名被保険者を「配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族」以外の方へ変更される場合
- ・継続前のご契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して7日以内に継続されない場合

など

ご注意 上記にかかわらず、過去13か月以内に満期を迎えたご契約や解約・解除されたご契約があり、ご契約の等級が1等級～5等級または事故有係数適用期間が1年～6年となる場合は、その等級または事故有係数適用期間を引き継ぐことがあります。

②等級・事故有係数適用期間の訂正について

ご契約手続きをされた後に次の事由が発生した場合などは、お手続きをされたご契約の等級や事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては、保険料を返還または請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ・継続前のご契約において連絡がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合
- ・継続前のご契約が解約または解除となった場合

など

THE クルマの保険の主な補償内容

— お支払いする保険金
および費用保険金のご説明 —

相手への賠償

基本項目・特約	補償内容
対人賠償責任保険 すべてのご契約で補償されます。	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させたり、ケガをさせたりした場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用 [*] などもお支払いします。 ※引受保険会社の同意を得て支出された費用に限りです。 (注) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。
	対人臨時費用保険金 事故の相手の方が死亡された場合は、保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。 保険金をお支払いできない主な場合 ●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ●台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ●被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害 ●次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者のご父母、配偶者またはお子さま ④被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人 など
対物賠償責任保険 すべてのご契約で補償されます。	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用 [*] などもお支払いします。 ※引受保険会社の同意を得て支出された費用に限りです。 (注1) 次の事故については、保険金額が10億円を超える場合(「無制限」の場合を含みます。)であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき10億円を限度とします。 ●「ご契約の自動車」または「ご契約の自動車がけん引中の自動車」に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいによる事故 ●航空機に対する事故 (注2) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。 (注3) 自己負担額を設定された場合は、法律上の損害賠償責任の額からその額を差し引いて保険金をお支払いします。
	保険金をお支払いできない主な場合 ●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ●台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ●被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害 ●次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま など

ご自身・人の補償

基本項目・特約	補償内容
人身傷害保険 すべてのご契約で補償されます。	ご契約の自動車に搭乗中 ^{*1} の方などが自動車事故 ^{*2} により亡くなられたり、ケガをさせられたりした場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※1 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など一部補償されます。 ※2 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。 (注1) 損害額の認定は、約款に定められた基準に従い引受保険会社が行います。 (注2) 相手の方から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額などについては、その額を差し引いて保険金をお支払いします。 (注3) 被保険者1名についての最低保険金額は、3,000万円とします。 (注4) ケガの治療を受ける際は、健康保険などの公的制度をご利用ください。 (注5) 重度の後遺障害が生じた場合(神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、介護が必要な状態などをいいます。)は、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。 (注6) 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
	入通院定額給付金 入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金(10万円または20万円をお選びいただけます。)をお支払いします。 保険金をお支払いできない主な場合 ●無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害 ●被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害 ●被保険者の脳疾患・疾病または心神喪失によってその本人に生じた傷害 ●地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた傷害 など
人身傷害入通院定額給付金 対象外特約	人身傷害保険の入通院定額給付金をお支払いしない特約です。
無保険車傷害特約 すべてのご契約に付帯されます。	保険を契約していない自動車との事故などで亡くなられたり、後遺障害が生じたりした場合で、相手の方から十分な補償を受けられないときに、被保険者1名ごとに、その損害額などについて保険金をお支払いする特約です。なお、相手の方から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額などについては、その額を差し引いて保険金をお支払いします。 (注1) 保険金額は「無制限」とします。 (注2) 損害額の認定は、約款に定められた基準に従い引受保険会社が行います。 (注3) 人身傷害保険で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超過した部分についてのみ、この特約から保険金をお支払いします。 (注4) 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

ご自身・お車・物の補償

基本項目・特約	補償内容
車両保険	盗難や偶発的な事故などによるご契約の自動車の損害に対して車両保険金をお支払いします。 車両保険金 ●全損の場合(修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合) ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額をお支払いします。 ●分損の場合(全損以外の場合) 損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。 (注1) 車両保険金額が時価額を著しく超える場合は、時価額を車両保険金額とみなして車両保険金をお支払いします。 (注2) ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が行走不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。なお、運搬費用および応急処置費用について、ロードアシスタンス特約の保険金をお支払いする場合は車両保険のお支払いの対象外となります。
	全損時諸費用保険金 全損の場合は、保険金とは別に車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。 保険金をお支払いできない主な場合 ●地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ●ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然の消耗 ●付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。) ●タイヤ単独の損害(火災・盗難を除きます。)
全損時諸費用再取得時倍額特約	ご契約の自動車全損となった場合で、代替自動車を取得されたときは、車両保険の全損時諸費用保険金を倍額 [※] にしてお支払いする特約です。 ※車両保険金額の20%(40万円限度)をお支払いします。 (注) 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得された場合に限りです。
ロードアシスタンス 代車費用特約	ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合 [※] に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。 ※ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる場合に限りです。 (注) お支払いの対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

その他の補償

特約	補償内容
その他特約	他車運転特約 すべてのご契約に付帯されます。 借用中の自動車を運転中 [※] の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。 ※駐車または停車中を除きます。 (注1) 「借用中の自動車」には、次の自動車は含まれません。 ・記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車 ・自家用8車種以外の自動車 (注2) 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。 (注3) 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。
	車両積載動産特約 盗難や偶発的な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車の室内・トランク内などに積載している動産に生じた損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。 盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難 [※] にあわれたときに限り補償の対象となります。車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は、補償の対象外です。 ※ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。 ●保険金額 1事故につき30万円

- 「1名につき」とは、お支払い対象者(相手の方)それぞれに対する保険金額であることを意味します。
- 「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

用語のご説明

解除

ご契約者または引受保険会社からの意思表示によって、ご契約期間の途中でご契約を終了させることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ともいいます。

記名被保険者

ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券(または保険契約継続証)などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。

協定保険価額

ご契約者または車両保険の被保険者と引受保険会社とがご契約の自動車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約の自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。

告知義務

ご契約時に、引受保険会社に対し、告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者または記名被保険者(車両保険の被保険者を含みます。)の義務のことをいいます。

告知事項

「危険(損害発生の可能性)に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書などの記載事項とすることによって引受保険会社とご契約者または記名被保険者に対し、告知を求めたものをいいます。他の保険契約などに関する事項も含みます。

ご契約者

ご契約の当事者として、保険契約の締結や

保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券(または保険契約継続証)などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。

ご契約の自動車

保険契約の補償の対象となる自動車で、保険証券(または保険契約継続証)記載の自動車のことをいいます。

ご親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。

自己負担額

保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。

市場販売価格相当額

ご契約の自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で同じ損耗度の自動車を自動車販売店などが顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。消費税以外の税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。

所有者(車両所有者)

自動車を所有されている方で、保険証券(または保険契約継続証)などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。

新車価格相当額

保険契約締結時における、ご契約の自動車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。

通知義務

ご契約後やご契約期間の途中にご契約の

内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を遅滞なく引受保険会社に伝えなければならぬという、ご契約者または被保険者の義務のことをいいます。

同居

生活の本拠地として同一家屋[※]に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。

※同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。

配偶者

婚姻の相手方をいい、原則として内縁の相手方[※]を含みます。
※内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

被保険者

保険契約の補償の対象になる方をいいます。

付属品

自動車に定着(ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。)または装備(自動車の機能を十分に発揮させるために部品として備え付けられている状態をいいます。)されているものをいいます。なお、車室内のみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器は、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。

保険価額

その損害が生じた地および時におけるご契約の自動車の価額(ご契約の自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額)のことをいいます。

保険金

自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社から被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。

保険金額

保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。

保険料

ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。

未婚のお子さま

これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。

無効

ご契約のすべての効力がご契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

免責

保険金をお支払いする事故において、ご契約者などの故意や戦争、地震、噴火、津波による事故による損害など、特定の事情が生じたときに、例外的に保険金をお支払いしないことをいいます。

ロードアシスタンス

すべてのご契約が対象となります。



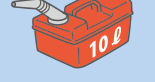

ロードアシスタンス専用デスク

0120-365-110

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となった場合に、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。

ロードアシスタンス業者を手配し、レッカーけん引や30分程度の応急処置などを行います。

- 24時間365日ご利用いただけます。
- 携帯電話・PHSなどからもご利用いただけます。
- おかけ間違いにご注意ください。
- ロードアシスタンス専用デスクのご連絡先は保険証券(または保険契約継続証)でご確認いただけます。

 <p>レッカーけん引</p>	<p>ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となった場合に、現場に急行し、レッカーによるけん引を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ロードアシスタンス専用デスクに事前連絡をしていただき、引受保険会社の指定する修理工場などにレッカーけん引する場合は、無制限となります(右記限度額15万円は適用しません。) ◆15万円に相当するレッカーけん引距離の目安は、大手会員制ロードアシスタンス業者で普通乗用車をレッカーけん引する場合、約180km(基本料金・作業料金1時間程度を含みます。)となります(ロードアシスタンス業者、車種により異なる場合があります。) 								
 <p>応急処置 30分程度</p>	<p>ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となった場合に、現場に急行し、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。</p> <table border="1" data-bbox="231 504 1125 604"> <tr> <td>主な事例</td> <td>バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>キー閉じこみ時の鍵開け(イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両は対象外となる場合があります。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パンク時のスペアタイヤ交換^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溝に落輪した場合の引上げ(クレーン作業を含みます。)</td> </tr> </table> <p>ご注意 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。</p>	主な事例	バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)		キー閉じこみ時の鍵開け(イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両は対象外となる場合があります。)		パンク時のスペアタイヤ交換 ^{※2}		溝に落輪した場合の引上げ(クレーン作業を含みます。)
主な事例	バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)								
	キー閉じこみ時の鍵開け(イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両は対象外となる場合があります。)								
	パンク時のスペアタイヤ交換 ^{※2}								
	溝に落輪した場合の引上げ(クレーン作業を含みます。)								
 <p>燃料切れ時の給油サービス</p>	<p>ご契約の自動車が燃料切れで走行不能^{※1}となった場合に、燃料をお届けします。</p> <p>ご注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1保険年度につき1回限り対象となります(JAF会員の場合は、1保険年度につき2回まで対象となります。) 2. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。 3. 事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡がなく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となります。 4. ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車などの場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引を行います(最大30kmまでとなります。) 								
 <p>宿泊移動サポート</p>	<p>ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となり、かつレッカーけん引された場合に発生した所定の宿泊・移動費用をお支払いします。</p> <p>ご注意 タクシー・レンタカーを利用した場合の移動費用は、1事故1台につき2万円限度となります。</p>								

JAF会員向けの優遇サービス

- 応急処置の際の部品代や消耗品代も対象となります。(1保険年度につき1回かぎり、4,000円限度)
- 燃料切れ時の給油サービスが、1保険年度につき2回まで対象となります。

1事故につき
15万円限度

ご注意
レッカーけん引費用、応急処置費用合計での限度額となります。

1回につき
最大10リットルまで無料

1事故1被保険者につき
・宿泊費用:1万円限度
・移動費用:2万円限度

※1 「走行不能」とは、自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

※2 パンク時にスペアタイヤを保持されていない場合は、ご契約の自動車に積載されているお客さま所有の簡易修理キットでの応急処置などを行います。

ご注意 ロードアシスタンス特約およびロードアシスタンス宿泊移動費用特約の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただいた場合は、ご契約内容の確認を実施のうえ、ロードアシスタンスを原則キャッシュレスにてご利用いただけます。
- ロードアシスタンスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合は、後日、超過分の費用についてお客さまにご請求させていただきます。
- ロードアシスタンスを利用されても、次年度以降の等級および事故有係数適用期間に影響しません。
- 借りたお車やファミリーバイク特約で補償する原動機付自転車など、ご契約の自動車以外の自動車での事故、故障またはトラブルはロードアシスタンスの対象外です。

<p>ロードアシスタンスの対象とならない主な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お客さまの故意または重大な過失による事故、故障またはトラブル ●地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などに起因する場合 ●雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難な場合 ●パンク修理費用(出張費などの基本料金はロードアシスタンスの対象です。) ●お客さまの都合による車両保管費用 ●お客さまの都合により、ロードアシスタンス業者が現場で待機した費用 ●鍵紛失時のレッカーけん引費用および鍵開け費用 など 	<p>ご利用にあたっての注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●気象状態や交通事情などによってはロードアシスタンス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。 ●一部離島やロードアシスタンス業者の立入り困難な場所は、対応ができない場合があります。 ●けん引不能な構造の車両である場合や、大事故・転落など保有する装備で作業が困難な場合は、対応ができないことがあります。 ●詳しくはロードアシスタンス利用規約をご確認ください。
---	---

☆保険証券(または保険契約継続証)は大切に保管してください。また、ご契約手続き後、1か月経過しても保険証券(または保険契約継続証)が届かない場合は、日立保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

☆お客さま(保険のご契約者)以外に保険の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合は、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんばADRセンター

【受付時間】 ◆平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

0570-022808 <通話料有料>

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

- PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
- おかけ間違いにご注意ください。

★「THE クルマの保険」は、「個人用自動車保険」のペットネームです。

★このパンフレットは、「個人用自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明の点は、最寄りの日立保険サービスまたは引受保険会社にお問い合わせください。

★引受保険会社は、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等引受保険会社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外に利用しません。詳細につきましては、引受保険会社の公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。日立保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせをお願いします。

保険金・返れい金等の支払に関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、日立保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
URL <http://www.sjnk.co.jp/>

株式会社 損害保険ジャパン
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先(取扱代理店)

ほっと

あんしん 日立保険サービス

ホームページアドレス <http://www.hitachi-hoken.co.jp>